

地域社会福祉協議会運営マニュアル

組 織 編

地域社会福祉協議会は、地域内の福祉の向上に向け、住民の主体的な参画による話し合いを行い、地域福祉活動を実施していく団体として組織されています。誰もが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりに向け、大きな役割を担っています。



このマニュアルは、これまで住民の主体的な参画により実践されてきた地域社会福祉協議会のさまざまな活動が、これからも継続して実践されることを、応援するためのものです。

**私たちの目標は、
誰もが、住み慣れた地域で
安心して イキイキと
暮らし続けられる
福祉のまちづくりです。**

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
大阪市内各区社会福祉協議会

地域社会福祉協議会の組織づくりについて

こんな組織になったらいいなあ～

組織づくりを 行いましょう

所属している地域社会福祉協議会の将来を描いてみましょう。
そのためには、まず、しっかりした組織作りが必要です！！
そのためには、メンバー全員で活動や対応などができるような組織づくりを日頃から意識しましょう

活動を行ってみましょう！！

まず活動を

まずは、活動を行うことが大事なことです。
活動を続けていくことで、実際の地域ニーズがあきらかになる場合があります。
継続して、活動していくことが活動の幅を広げます。
地域に住むみんなのために活動を行いましょう。

振り返りましょう

振り返り

行った活動については、必ず振り返りを行いましょう。
振り返りを行うことで、次回以降の活動につながります。
活動メンバーの交流をおこなうためにもぜひ行いましょう！！

調査・研究しましょう！！

調査・研究を 行いましょう

地域の人口や高齢化率などを日頃から、把握しておきましょう。
「今現在、住民にとって何が必要なのか？」を日頃から調査を
しておく、すぐに必要な活動につなげていけます。

メンバーで確認しましょう！！

総会を開きま しょう

社協のメンバーみんなに意見を聞くことは重要なことです。
総会だけではなく、役員会なども定期的に開くことで「社協」
としての組織づくりにもなります。
みんなで考えられるような会議を開催しましょう！！

1. 社協を紐とこう

(1) そもそも社協って？

社会福祉協議会（以下略して「社協」）とは、地域住民が安心・安全で暮らしやすいまちをめざし、話し合い、活動する組織です。

地域住民が主体となり、自分たちの暮らす地域の中で起こってくるさまざまな福祉課題の解決に向け、社会福祉に関する事業を行う者や福祉活動者などと協力して取り組みます。

社協は、社会福祉法で「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられ、地域住民や社会福祉施設、ボランティアなどと「協働」を行ううえでの、推進役とされているんだ。



法律に基づいて全国・各都道府県・各市町村に設置されているよ。

※「社協」がめざすもの

わが国は、2015年に国民の4人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。一方、暮らしの場である地域においても、都市化に伴って核家族化が進行し、地域の間関係が希薄になるなど、私たちの社会環境は大きく変化しています。

誰もがみんな、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けたいと願っています。それを実現するためには、福祉制度やサービスの充実だけでなく、日頃からの地域での温かいつながりや支え合いが求められています。

社協は、すべての人が自分らしく、人としての尊厳を持ち、近隣とのつながりを深め、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを進めています。

(2) 地域社協って？

地域住民の参画により、おおむね小学校下を単位として組織されている団体です。名称は「地域社協」「地区社協」「校下社協」など地域によって異なります。その活動は、年に数回のイベントや行事、グループによる定期的な活動に加え、個別の生活援助活動までさまざまです。

例えば、ふれあい型高齢者食事サービス活動では、一人暮らしや高齢者のみの世帯の方が参加し、ボランティアと一緒に食事や食後のレクリエーションの時間を過ごすことにより、さまざまなつながりを強めていきます。相互の関係をより豊かに発展させ、地域の中での孤立化を防ぎ、困ったときに援助の手が差し延べられるようになることを目的に取り組まれています。

その他、子育てサロンや喫茶サロン活動も、近隣とのつながりづくりや、困ったときに気軽に相談できる場となることをめざしています。

また、これらの活動は、障がいのあるなしに関わらず、みんなが支え、支えられる活動であるという認識が大切です。

2. どんな人や団体を構成するの？

(1) 組織を構成するメンバーは？

地域の各種組織や福祉活動者は、それぞれの目的を持って活動をしています。しかし、地域で起こってくるさまざまな福祉課題は、ますます複雑・多様化しており、一組織や一個人で取り組みを行っても解決しにくい状況があります。

そこで地域社協は、地域住民や各種組織が連携し、福祉課題を地域全体の解決すべき課題として、協力体制を取りながら効果的に解決ができるよう取り組みます。

住 民 団 体	自治組織、女性組織、青年組織、協同組合、商店会など
福祉関係団体	民生委員・児童委員、福祉施設、ボランティア団体など
当事者団体	障がい者団体、老人クラブ、母と子の共励会など
関 連 団 体	保護司会、青少年指導員会、子ども会育成連合協議会、体育指導委員、遺族会、学校PTA、防犯委員会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、寝たきり予防推進協議会、食生活改善推進協議会など
そ の 他	地域住民(会員)、企業、学識経験者、NPO法人など

(2) 役員の構成は？

会 長	1 名	}	理事
副 会 長	2 名程度		
会 計	1 名		
理 事	数名		
監 事	2 名		
評 議 員	複数名 (地域の実情に応じて)		



3. 地域社協の会議はいろいろあるの？

地域社協ではさまざまな会議が開催されています。
地域社協の運営方針を決めるときや、地域で起こってくるさまざまな福祉課題を解決するために、活動者が集まって協力し、課題解決に向け話し合います。
また、話し合った記録や報告は残しておくようにしましょう。

(1) 運営のための会議は？

理 事 会	事業計画や方針などの策定と事業予算の見積りなど、各役員の役割分担・会計・庶務担当者の選出、事業等を行う。
	開催回数 年 4 回程度
役員総会	事業計画や予算の承認、役員などの選出、会則などの変更を行う。
	開催回数 年 2 回程度

「1年の流れ」運営スケジュール

春	理事会、会計監査、役員総会（事業報告・決算報告）
夏	理事会
秋	理事会
冬	理事会、役員総会（事業計画・予算づくり）

(2)活動のための会議は？

高齢者食事サービス委員会	食事サービスの企画・運営を行います
敬老会実行委員会	敬老会の企画・運営を行います
世代間交流実行委員会	世代間交流の企画・運営を行います
調査・研究委員会	高齢者調査などの調査研究を行います
研修委員会	社協メンバーに研修の企画・開催を行います
広報・啓発委員会	新聞の発行や活動の啓発を行います
	…など

※その他、地域で起こってくるさまざまな福祉課題によって、会議を開きます。



4. 会則をつくろう

地域社協の活動を行うにあたり、活動の内容や会費・役割分担などのルールが必要になります。会則を作り、より多くの地域住民の参画に向け、開かれた運営をしていきましょう。

会則モデル

平成〇〇年〇〇月〇〇日 制定

(目的)

第1条 本会は、地域住民が自主的に地域福祉の推進を図ることを目的とする

(名称)

第2条 本会は、〇〇地域社会福祉協議会と称する

(事務所)

第3条 本会の事務所の設置場所は〇〇に置く

(組織)

第4条 本会は〇〇地域内の住民組織、地域福祉・保健に関する活動を行う団体、福祉施設、本会の趣旨に賛同する個人により組織する

(事業)

第5条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 地域福祉を推進するための調査研究・企画実施・連絡調整
- (2) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織会員)

第6条 本会は、役員会員（理事会員・評議員）と賛助会員を置く

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 ____名
- (5) 監事 2名
- (6) 評議員

2 会長は、本会を代表し会務を総括する

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

4 会計は、会計事務を処理する

- 5 理事は、本会の運営にあたる
- 6 監事は、毎年1回以上本会の活動および会計を監査する
- 7 評議員は、役員総会に出席し、会の適正な運営を審議する

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない

- 2 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(会議)

第9条 本会の会議は理事会及び役員総会とする

- (1) 会議は会長が召集し、会長がその議長となる
 - (2) 会議はその過半数の出席により成立する
 - (3) 会議の決議は出席者の過半数によって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する
- 2 理事会は必要に応じて開催し、重要事項につき審議する
 - 3 役員総会は次の事項を審議する
 - (1) 事業に関すること
 - (2) 予算、決算に関すること
 - (3) 規約に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) 会費に関すること
 - (6) その他、上記の事項に準ずる重要事項

(部会及び委員会)

第10条 本会には、部会及び委員会をおき、事業を実施することができる

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、補助金・助成金、事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

- 2 本会の会計は、一般会計のほか、必要に応じ特別会計を設け処理する

(委任)

第13条 本会の運営について必要な事項は会長が別に定める

付 則 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する